



長野県報

3月19日(木)
令和2年
(2020年)
第90号

目 次

条 例

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	6
職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	6
長野県附属機関条例（コンプライアンス・行政改革課）	7
知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（コンプライアンス・行政改革課）	13
長野県流域下水道条例等の一部を改正する条例（コンプライアンス・行政改革課、生活排水課、経営推進課）	14
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（職員課）	14
長野県県税条例の一部を改正する条例（税務課）	14
長野県公文書等の管理に関する条例（情報公開・法務課）	16
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（国際課、薬事管理課）	20
幼保連携認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（こども・家庭課）	21
長野県が設立する地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例（高等教育振興課、健康福祉政策課）	21
長野県看護大学条例等の一部を改正する条例（医療推進課、地域福祉課、保健・疾病対策課、人材育成課、農業技術課、信州の木活用課）	21
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（介護支援課、建築住宅課）	22
興行場法施行条例の一部を改正する条例（食品・生活衛生課）	34
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（食品・生活衛生課）	34
浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（生活排水課）	35
長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例（ものづくり振興課）	36
長野県山岳総合センター条例の一部を改正する条例（山岳高原観光課）	36
長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例（園芸畜産課家畜防疫対策室）	37
長野県建築基準条例の一部を改正する条例（建築住宅課）	37
長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例（経営推進課）	37
長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（生活安全企画課）	37

規 則

被服貸与規則の一部を改正する規則（職員課）	38
浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（生活排水課）	38
屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市・まちづくり課）	38
長野県景観規則の一部を改正する規則（都市・まちづくり課）	40
長野県警察関係許可等手数料の不徴収等に関する規則の一部を改正する規則（会計課）	40
職員の勤務時間及び休暇等に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	40

告 示

令和2年2月21日成立した令和元年度補正予算の要領（財政課）	41
令和2年3月10日成立した令和元年度補正予算の要領（財政課）	41
令和2年3月10日成立した令和2年度予算の要領（財政課）	44
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障がい者支援課）	49
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定更新（障がい者支援課）	49

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定辞退（障がい者支援課）	49
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定（水大気環境課）	50
都市計画事業の事業計画の変更認可（生活排水課）	50
家畜伝染病予防法に基づく検査の実施（園芸畜産課家畜防疫対策室）	50
家畜伝染病予防法に基づく注射の実施（園芸畜産課家畜防疫対策室）	52
基本測量の実施（建設政策課）	52
公共測量の終了（建設政策課）	52
車両制限令に基づく道路の指定（道路管理課）	52
車両制限令に基づく道路の指定及び道路の通行方法の定め（道路管理課）	53
河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧（河川課）	53
長野県収入証紙壳りさばき人の氏名（名称）等変更の届出（会計課）	53
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	54
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	54
平成17年長野県人事委員会告示第2号（長野県個人情報保護条例第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の一部改正（人事委員会事務局）	54

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定（健康福祉政策課）	55
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（4件）（都市・まちづくり課）	55
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	56
建築基準法に基づく道路の位置の指定（4件）（建築住宅課）	56
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の中止（生活安全企画課）	57

本号で公布された条例のあらまし

◇ 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（条例第1号）

- 1 地方公務員法の一部改正により会計年度任用職員制度が新設されることに伴い、その任用実態に即した方法により当該職員が服務の宣誓を行うことができるよう、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行します。

◇ 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 職員の仕事と家庭の両立支援の推進のため、不妊治療に専念することができるよう、不妊治療休暇を新設しました。
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行します。

◇ 長野県附属機関条例（条例第3号）

- 1 「しごと改革」の観点から、附属機関の設置、廃止等を効率的に行うことができるよう各附属機関の設置条例を整理統合するとともに、要綱等により開催している会議体について、その運営状況を踏まえ必要なものを附属機関として位置付けました。
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行します。

◇ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（条例第4号）

- 1 地方自治法の一部改正により、知事や職員等の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定し、それ以上の額を免責することを条例で定めることができたことに伴い、知事や職員等の賠償責任額を限定すること及びその賠償責任額の上限を定めました。
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行します。

◇ 長野県流域下水道条例等の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 地方自治法の一部改正に伴い、同法を引用している次に掲げる条例の規定について所要の改正を行いました。
 - (1) 長野県流域下水道条例
 - (2) 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例
 - (3) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行します。

◇ 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 地方公務員法の一部改正により会計年度任用職員制度が新設されることに伴い、給料が支給される職員の公務災害補償に係る補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によるとしたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行します。

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 地方税法の一部改正に伴い、資本金1億円超の普通法人等に対し、法人県民税及び法人事業税の電子申告を義務付けたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、令和2年4月1日（一部の規定は、公布の日）から施行します。

◇ 長野県公文書等の管理に関する条例（条例第8号）

- 1 公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理及び歴史公文書の適切な保存、利用等を図るため、次のとおり定めました。
 - (1) 公文書の定義
「公文書」を、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものと定義しました。
 - (2) 文書の作成
職員が作成すべき文書について定めました。

(3) 公文書の整理、保存及び移管又は廃棄

実施機関における公文書の整理、保存及び移管又は廃棄について定めました。

(4) 電子情報システムの利用

公文書の管理を効率的に行うため、原則として電子情報システムを利用することとしました。

(5) 特定歴史公文書の利用

特定歴史公文書の利用請求権について定めました。

(6) 長野県公文書審議会の設置

附属機関の設置及び職務等について定めました。

(7) 職員の責務及び職員に対する研修等

職員の責務及び職員に対する研修等について必要な措置を講ずるよう定めました。

2 この条例は、令和4年4月1日（1の(6)は令和2年4月1日、公安委員会及び警察本部長については令和5年4月1日）から施行します。

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号）

1 旅券法の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行いました。

2 覚せい剤取締法の一部改正により、同法の題名が「覚醒剤取締法」に改められたこと等に伴い、所要の改正を行いました。

3 この条例は、公布の日（2は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日）から施行します。

◇ 幼保連携認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第10号）

1 幼保連携認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準の一部改正に伴い、配置すべき職員の員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件に係る特例の期限を5年間延長したほか、所要の改正を行いました。

2 この条例は、令和2年4月1日から施行します。

◇ 長野県が設立する地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例（条例第11号）

1 地方独立行政法人法の一部改正により、役員等の当該地方独立行政法人に対する損害賠償責任について、その責任の一部免除の基準となる額を条例で定めている場合には、賠償責任額を限定して免責することが可能となったことから、当該基準となる額を定めました。

2 この条例は、令和2年4月1日から施行します。

◇ 長野県看護大学条例等の一部を改正する条例（条例第12号）

1 大学等における修学の支援に関する法律の制定に伴い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難がある学生の経済的負担を軽減する制度が創設されたため、次に掲げる条例について、当該学生等に係る授業料及び入学金に関する減免規定を設けたほか、所要の改正を行いました。

(1) 長野県看護大学条例

(2) 技術専門校条例

(3) 長野県須坂看護専門学校条例

(4) 長野県公衆衛生専門学校条例

(5) 長野県農業大学校条例

(6) 長野県林業大学校条例

(7) 長野県福祉大学校条例

(8) 工科短期大学校条例

2 この条例は、令和2年4月1日から施行します。

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第13号）

1 諸経費の増大に伴い手数料の額を改定するとともに、新たな事務に係る手数料の額を定めたほか、所要の改正を行いました。

2 この条例は、令和2年4月1日（一部の規定は、公布の日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日）から施行します。

◇ 興行場法施行条例の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 健康増進法の一部改正により、興行場など多数の者が利用する施設について、原則屋内禁煙が義務付けられることから、興行場の経営の許可基準となっていた喫煙所の設置に係る規定を削除しました。
 - 2 この条例は、令和2年4月1日から施行します。
-

◇ 知事の権限に属する事務の特例に関する条例及び動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第15号）

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、次のとおり改正したほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
法改正により知事の権限として追加された勧告に従わない第1種動物取扱業者の公表等の事務を保健所設置市である長野市に移譲することとしました。
 - (2) 動物の愛護及び管理に関する条例
法改正により追加された立入検査を動物愛護管理員が行う事務の対象として追加しました。
 - 2 この条例は、令和2年6月1日（一部の規定は、公布の日）から施行します。
-

◇ 凈化槽保守点検業者の登録等に関する条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 凈化槽法の一部改正に伴い、次のとおり改正しました。
 - (1) 凈化槽保守点検業者の登録等に関する条例
浄化槽の保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に知事が指定する研修の受講を義務付けたほか、所要の改正を行いました。
 - (2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
知事の権限として追加された浄化槽の使用休止等に係る届出の受理事務について、届出者の利便性を図るために、浄化槽に係る他の届出の受理事務と同様に市町村に移譲することとしたほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、令和2年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第17号）

- 1 企業等の依頼を受けて行う試験等に係る手数料について、試験等に要する経費の増減及び試験項目の削除等に伴い、試験等の手数料の上限額及び下限額を改定しました。
 - 2 この条例は、令和2年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県山岳総合センター条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 受益者負担の適正化を図るため、宿泊施設等の利用料金の額を改定するとともに、人工岩場の利用について利用料金の額を定めました。
 - 2 この条例は、令和2年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 家畜伝染病予防法の一部改正により、豚コレラが豚熱に改称されたことに伴い、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 長野県建築基準条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 建築基準法施行令の一部改正により、煙による避難上の支障が生じないことが確認された建築物の区画部分について、内装仕上げ等に係る仕様の制限が緩和されたことから、当該区画部分について条例で制限している事項の制限の緩和を行いました。
 - 2 この条例は、令和2年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 横川蛇石発電所のしゅん工に伴い、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 古物営業法の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、令和2年4月1日から施行します。
-

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第1号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

人 事 課

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第2号

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第4項中「。以下この項」の次に「及び第12条の3」を加える。

第8条中「及び介護時間」を「、介護時間及び不妊治療休暇」に改める。

第12条の2の次に次の1項を加える。

（不妊治療休暇）

第12条の3 不妊治療休暇は、職員（人事委員会が定める職員を除く。以下この条において同じ。）又は配偶者の不妊治療に伴い、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、その日数は1年の週休日及び休日以外の日数を考慮して人事委員会が定める日数を超えない範囲内とする。

第13条（見出しを含む。）中「及び介護時間」を「、介護時間及び不妊治療休暇」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

2 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）

の一部を次のように改正する。

目次中「第43条の3」を「第43条の4」に改める。

第9章中第43条の3の次に次の1条を加える。

（不妊治療休暇の承認を受けた職員の給与の支給制限等）

第43条の4 勤務時間条例第13条の規定による不妊治療休暇の承認を受けた職員に対しては、不妊治療休暇の期間中、次項の規定による期末手当及び勤勉手当その他人事委員会が定めるものを除くほか、いかなる給与も支給しない。

2 前条の規定は、前項に規定する職員に対する期末手当及び勤勉手当について準用する。

（長野県学校職員の給与に関する条例の一部改正）

3 長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第31条に次の1項を加える。

3 勤務時間条例第13条の規定による不妊治療休暇の承認を受けた学校職員に対しては、不妊治療休暇の期間中、期末手当、勤勉手当その他人事委員会が定めるものを除くほか、いかなる給与も支給しない。

（長野県警察職員の給与に関する条例の一部改正）

4 長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第28条の2に次の1項を加える。

2 勤務時間条例第13条の規定による不妊治療休暇の承認を受けた警察職員に対しては、不妊治療休暇の期間中、期末手当、勤勉手当その他人事委員会が定めるものを除くほか、いかなる給与も支給しない。

（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

5 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和43年長野県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「第7条の2及び第19条において」を「以下」に改める。

第21条に次の1項を加える。

4 職員（管理者が定める職員を除く。以下この項において同じ。）又は配偶者の不妊治療に伴い、職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇の承認を受けた職員には、当該休暇の期間中、期末手当、勤勉手当その他管理者が定めるものを除くほか、いかなる給与も支給しないものとする。

人 事 課

長野県附属機関条例をここに公布します。

令和2年3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第3号

長野県附属機関条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例で定めるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、執行機関の附属機関の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び担任事務)

第2条 執行機関の附属機関として、別表の第1欄に掲げる機関を置き、その担任する事務は、同表の第2欄に掲げるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、執行機関は、災害、事故その他臨時又は緊急に生じた行政課題への対処に当たり技術的及び専門的事項に関する審議、調査等を行う必要がある場合には、当該執行機関の定めるところにより、1年を超えない範囲内の期間に限り、附属機関を置くことができる。この場合において、当該附属機関に関し必要な事項は、この条例の規定に準じて、執行機関の規則で定める。

(組織)

第3条 附属機関は、別表の第3欄に掲げる者のうちから執行機関が任命する委員により構成し、同表の第4欄に掲げる人数で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、別表の第5欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 附属機関に会長又は委員長（以下この条及び次条第1項において「会長等」という。）を置き、委員が互選する。この場合において、長野県職業能力開発審議会、長野県労働問題審議会及び長野県都市計画審議会にあっては、学識経験者である委員のうちから選舉する。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 会長等に事故があるときは、あらかじめ会長等が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長等が招集し、会長等が議長となる。

2 附属機関は、委員及び議事に關係のある専門委員その他の臨時の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる附属機関は、同表の右欄に掲げる人数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

左 欄	右 欄
感染症診査協議会	感染症指定医療機関の医師である委員又は感染症の患者の医療に関する学識経験者である委員2人以上及び医療に関する学識経験者以外の学識経験者である委員1人以上
長野県労働問題審議会	労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び学識経験者である委員各2人以上
長野県総合評価技術委員会	委員2人以上
長野県都市計画審議会	委員及び議事に關係のある専門委員その他の臨時の委員の半数以上
長野県開発審査会	会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）のほか、委員の過半数

4 附属機関の議事は、出席した委員及び議事に關係のある専門委員その他の臨時の委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の規定にかかわらず、長野県土地利用審査会の議事のうち、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第12条の規定による規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認にあっては、委員総数の過半数で決する。

(部会)

第7条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

(専門委員)

第8条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員（次条において「専門委員等」という。）を置くことができる。

(幹事)

第9条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、幹事その他の委員及び専門委員等を補佐する職を置くことができる。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関を設置した執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(長野県水防協議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 長野県水防協議会条例（昭和24年長野県条例第45号）
- (2) 長野県青少年問題協議会条例（昭和28年長野県条例第46号）
- (3) 長野県労働問題審議会条例（昭和31年長野県条例第64号）
- (4) 長野県中小企業振興審議会条例（昭和31年長野県条例第65号）
- (5) 長野県職業能力開発審議会条例（昭和34年長野県条例第3号）
- (6) 長野県観光振興審議会条例（昭和34年長野県条例第35号）
- (7) 長野県地方薬事審議会条例（昭和37年長野県条例第13号）
- (8) 長野県スポーツ推進審議会条例（昭和37年長野県条例第21号）
- (9) 長野県固定資産評価審議会条例（昭和37年長野県条例第40号）
- (10) 長野県行政機構審議会条例（昭和39年長野県条例第92号）
- (11) 長野県特別職報酬等審議会条例（昭和39年長野県条例第93号）
- (12) 長野県地方精神保健福祉審議会条例（昭和40年長野県条例第47号）
- (13) 長野県総合計画審議会条例（昭和42年長野県条例第30号）
- (14) 長野県都市計画審議会条例（昭和44年長野県条例第22号）
- (15) 長野県住宅審議会条例（昭和44年長野県条例第23号）
- (16) 長野県開発審査会条例（昭和45年長野県条例第18号）
- (17) 長野県障がい者施策推進協議会条例（昭和46年長野県条例第29号）
- (18) 長野県土地利用審査会条例（昭和49年長野県条例第28号）
- (19) 長野県生涯学習審議会条例（平成3年長野県条例第7号）
- (20) 感染症診査協議会条例（平成11年長野県条例第12号）
- (21) 長野県生活衛生適正化審議会条例（平成11年長野県条例第50号）
- (22) 長野県国民保護協議会条例（平成17年長野県条例第5号）
- (23) 長野県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年長野県条例第10号）
- (24) 長野県人権政策審議会条例（平成19年長野県条例第34号）
- (25) 地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会条例（平成21年長野県条例第17号）
- (26) 長野県障害児通所給付費等不服審査会条例（平成24年長野県条例第15号）
- (27) 長野県幼保連携型認定こども園審議会条例（平成26年長野県条例第46号）
- (28) 公立大学法人長野県立大学評価委員会条例（平成29年長野県条例第37号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の同項に掲げる条例及び附則第6項の規定による改正前の長野県建築基準条例（昭和46年長野県条例第40号）の規定に基づき置かれている附属機関（次項において「従前の附属機関」という。）は、この条例の規定に基づく相当の附属機関となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に任命されている従前の附属機関の委員その他の構成員は、この条例の規定に基づき任命されたものとみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、その者の従前の附属機関の委員その他の構成員としての残任期間と同一の期間とする。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

5 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3中

「 総合計画審議会の委員及び専門委員
防災会議の委員及び専門委員
国民保護協議会の委員
人権政策審議会の委員」

を

「 長野県附属機関条例（令和2年長野県条例第3号）の規定に基づく附属機関の委員及び専門委員その他の臨時の委員
防災会議の委員及び専門委員」

に、

「 行政機構審議会の委員及び専門委員
特別職報酬等審議会の委員
公務災害補償等認定委員会の委員」

を

「 公務災害補償等認定委員会の委員」

に、

「 行政不服審査会の委員及び専門委員
公立大学法人長野県立大学評価委員会の委員及び臨時委員」

を

「行政不服審査会の委員及び専門委員」	「に、」	「本人確認情報保護審議会の委員 固定資産評価審議会の委員」	「を」
「本人確認情報保護審議会の委員」	「に、」	「幼保連携型認定こども園審議会の委員及び専門委員 青少年問題協議会の委員 障がい者施策推進協議会の委員及び専門委員 障害者介護給付費等不服審査会の委員 障害児通所給付費等不服審査会の委員 国民健康保険審査会の委員」	「を」
「国民健康保険審査会の委員」	「に、」	「介護保険審査会の委員 労働問題審議会の委員及び専門委員 職業能力開発審議会の委員」	「を」
「介護保険審査会の委員」	「に、」	「感染症診査協議会の委員 指定難病審査会の委員」	「を」
「指定難病審査会の委員」	「に、」	「地方精神保健福祉審議会の委員及び臨時委員 精神医療審査会の委員 生活衛生適正化審議会の委員」	「を」
「精神医療審査会の委員」	「に、」	「地方薬事審議会の委員及び専門委員 地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会の委員及び臨時委員 環境影響評価技術委員会の委員及び専門委員 中小企業振興審議会の委員及び専門委員 観光振興審議会の委員及び専門調査員」	「を」
「環境影響評価技術委員会の委員及び専門委員」	「に、」	「都市計画審議会の委員、臨時委員及び専門委員 水防協議会の委員 治水・利水ダム等検討委員会の委員及び特別委員 建築審査会の委員及び専門調査員」	「を」
「治水・利水ダム等検討委員会の委員及び特別委員」	「に、」	「開発審査会の委員 住宅審議会の委員及び専門委員 景観審議会の委員及び専門委員 土地利用審査会の委員」	「を」
「景観審議会の委員及び専門委員」	「に、」	「社会教育委員 生涯学習審議会の委員及び専門委員」	「を」
「社会教育委員」	「に、」	「スポーツ推進審議会の委員」	「を」
「銃砲刀剣類登録審査委員」	「に改める。」		

(長野県建築基準条例の一部改正)

6 長野県建築基準条例の一部を次のように改正する。

「第7章 建築審査会の組織等（第43条－第47条）

目次中 第8章 補則（第48条）

第9章 罰則（第49条・第50条）

「第7章 補則（第43条）

第8章 罰則（第44条・第45条）

に改める。

第1条中「、第83条」を削り、「、日影」を「並びに日影」に改め、「並びに建築審査会の組織、議事等」を削る。

第7章を削る。

第8章中第48条を第43条とし、同章を第7章とする。

第9章中第49条を第44条とし、第50条を第45条とし、同章を第8章とする。

(別表) (第2条、第3条、第4条関係)

1 知事の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期
長野県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び知事に対する意見の申述並びに国民の保護に関する計画の作成等に係る答申に関すること。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第38条第4項に掲げる者	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第38条第4項第5号から第8号までに掲げる者をもって充てる委員の定数は40人以内とする。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第38条第5項に規定する年数
長野県総合計画審議会	県の発展に関する将来構想及びこれに即する計画に関する重要事項の調査審議、国土利用計画法第38条に規定する事項に係る調査審議、国土調査法（昭和26年法律第180号）第15条に規定する事項に係る調査審議並びに土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の7に規定する事項に係る調査審議に関すること。	学識経験者	15人以内	2年
長野県土地利用審査会	国土利用計画法第39条の規定による規制区域の指定、解除等についての確認、土地に関する権利の移転等の許可についての審査請求に対する裁決等に関すること。	国土利用計画法第39条第4項に規定する者	国土利用計画法第39条第3項に規定する数以上	2年
長野県固定資産評価審議会	地方税法（昭和25年法律第226号）第401条の2の規定による固定資産評価基準の細目及び同法第419条第1項の勧告その他固定資産の評価に関する事項で知事がその意見を求めたものについての調査審議に関すること。	地方税法第401条の2第4項に規定する者	12人以内	2年
長野県行政機構審議会	行政機構の合理化に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者	15人以内	1年
長野県特別職報酬等審議会	県議会議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額及び退職手当の支給基準の審議に関すること。	学識経験者及び県民	10人以内	諮問に係る審議が終了するまでの期間
長野県人権政策審議会	人権政策に関する重要事項の調査審議及び知事に対する意見の申述に関すること。	学識経験者	10人以内	2年
長野県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第2条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要な事項の調査審議、当該総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整等に関すること。	学識経験者	15人以内	2年
長野県発達障がい者支援対策協議会	発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第19条の2第1項に規定する発達障害者の支援の体制の整備に関する事項の調査審議に関すること。	発達障害者支援法第19条の2第1項に規定する者	17人以内	3年
長野県幼保連携型認定こども園審議会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定による同法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関すること。	学識経験者、子どもの保護者、子どもの教育又は保育に関する事業に従事する者及び市町村の職員	9人以内	2年

公立大学法人長野県立大学評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項の規定による意見の申述、公立大学法人長野県立大学の業務の実績の評価その他の同法の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。	学識経験者	5人以内	2年
地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会	地方独立行政法人法第11条第2項の規定による意見の申述並びに地方独立行政法人長野県立病院機構の中期計画の認可及び業務の実績の評価に係る意見の申述その他知事が必要と認める事項の処理に関すること。	学識経験者	7人以内	2年
長野県地域医療対策協議会	医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第1項に規定する医師の確保及び地域医療の充実に関する事項の調査審議に関すること。	医療法第30条の23第1項に規定する者	21人以内	2年
感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条の規定による感染症患者の就業制限の通知、入院の勧告、入院の期間の延長及び医療費の負担に関する必要な事項の審議並びに知事の報告に関する意見の陳述に関すること。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第5項に規定する者	9人以内	2年
長野県地方精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議及び意見の具申に関すること。	学識経験者、精神障害者の医療に関する事業に従事する者及び精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者	15人以内	3年
長野県がん登録事業推進委員会	がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）の規定に基づくがん登録に係る事業の推進及びがん登録情報の利用又は提供に関する事項の調査審議に関すること。	がんに関する学識経験者、個人情報の保護に関する学識経験者、がんに係る医療を受ける立場にある者及び関係行政機関の職員	10人以内	2年
長野県障がい者施策推進協議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議及びその施策の実施状況の監視並びにその施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整をする事項の調査審議に関すること。	学識経験者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び関係行政機関の職員	15人以内	2年
長野県障害者介護給付費等不服審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第98条第1項の規定により知事が取り扱わせた審査請求の事件の審査に関すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第3項に規定する者	10人以内。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第48条第1項に規定する合議体を構成する委員の定数は5人とする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第99条第1項に規定する年数
長野県障害児通所給付費等不服審査会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第1項の規定により知事が取り扱わせた審査請求の事件の審査に関すること。	児童福祉法第56条の5の5第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第3項に規定する者	10人以内。ただし、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条の5第1項に規定する合議体を構成する委員の定数は5人とする。	児童福祉法第56条の5の5第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第99条第1項に規定する年数

長野県自立支援協議会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する障害者等への支援の体制の整備に関する事項の調査審議に関すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する者	35人以内	2年
長野県生活衛生適正化審議会	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第58条の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関すること。	学識経験者、生活衛生関係営業者の意見を代表する者及び利用者又は消費者の意見を代表する者	12人以内。ただし、生活衛生関係営業者の意見を代表する委員及び利用者又は消費者の意見を代表する委員の数は同数とする。	2年
長野県地方薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第3条第1項の規定による薬事に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者、薬事関係者及び利用者又は消費者	15人以内	2年
長野県中小企業振興審議会	中小企業の振興対策に関する事項その他の中小企業の振興に関する重要事項の調査審議に関すること。	商工業者、金融機関の代表者及び学識経験者	15人以内	2年
長野県職業能力開発審議会	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第91条第1項の規定による職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項の調査審議に関すること。	関係労働者を代表する者、関係事業主を代表する者、学識経験者及び関係行政機関の職員	15人以内。ただし、関係労働者を代表する委員及び関係事業主を代表する委員の数は同数とする。	2年
長野県労働問題審議会	労使関係、労働福祉、労働経済、労働教育等に関する重要事項の調査審議に関すること。	労働者を代表する者、使用者を代表する者及び学識経験者	15人。ただし、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び学識経験者である委員の数は各5人とする。	2年
長野県観光振興審議会	観光の振興計画の策定及び実施に関する事項の調査審議に関すること。	学識経験者	15人以内	2年
長野県公共事業評価監視委員会	公共事業の評価に関する事項の調査審議に関すること。	学識経験者	15人以内	2年
長野県総合評価技術委員会	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札の方法により発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の落札者の決定に関する事項の調査審議に関すること。	学識経験者	6人以内	2年
長野県水防協議会	水防法（昭和24年法律第193号）第8条の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する意見の陳述に関すること。	水防法第8条第4項に規定する者	一	関係行政機関の職員である委員はその職にある期間とし、その他の委員は2年とする。
長野県都市計画審議会	都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項及び都市計画に関する事項の調査審議並びに都市計画に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関すること。	学識経験者、市町村の長を代表する者、県議会議員、市町村議会の議長を代表する者及び関係行政機関の職員	15人以内	2年
長野県開発審査会	都市計画法第78条の規定による同法第50条第1項前段に規定する審査請求に対する裁決その他同法の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。	都市計画法第78条第3項に規定する者	7人	2年

長野県建築審査会	建築基準法（昭和25年法律第201号）第78条の規定による壁面線の指定等に対する同意、特定行政庁等の処分等に対する審査請求の裁決、同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関すること。	建築基準法第79条第2項に規定する者	7人	2年。ただし、その任期が満了した場合においても、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。
長野県住宅審議会	住宅に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者	10人以内	2年
長野県政府調達苦情検討委員会	政府調達に関する協定その他の国際約束の対象となる調達契約に対する苦情に関する事項の調査審議に関すること。	学識経験者	6人以内	3年

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期
長野県指導力不足等教員判定委員会	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項及び第4項の認定その他指導が不適切である教員に係る認定に関する事項の審議に関すること。	教育公務員特例法第25条第5項に規定する者	6人以内	2年
長野県生涯学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者	15人以内	2年
長野県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者	10人以内	2年

コンプライアンス・行政経営課

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布します。

令和2年3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第4号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、別表の左欄に掲げる者の県に対する損害を賠償する責任を、当該者が賠償の責任を負う額から、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる額ごとに同表の右欄に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(別表)

左 欄	中 欄	右 欄
1 知事	普通地方公共団体の長等の基準給与年額	6
2 副知事 教育委員会の教育長及び委員 監査委員 公安委員会の委員 選挙管理委員会の委員	普通地方公共団体の長等の基準給与年額	4
3 地方公営企業の管理者 人事委員会の委員 労働委員会の委員	普通地方公共団体の長等の基準給与年額	2

収用委員会の委員 内水面漁場管理委員会の委員		
4 警察本部長	地方警務官の基準給与年額	2
5 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。）（4に掲げる者を除く。）	地方警務官の基準給与年額	1
6 職員（2から5までに掲げる者を除く。）	普通地方公共団体の長等の基準給与年額	1

- (備考) 1 「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。
- 2 「地方警務官の基準給与年額」とは、地方自治法施行令第173条第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。

コンプライアンス・行政経営課

長野県流域下水道条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第5号

長野県流域下水道条例等の一部を改正する条例

（長野県流域下水道条例及び長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部改正）

第1条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

- (1) 長野県流域下水道条例（昭和54年長野県条例第11号）第9条
(2) 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特

例に関する条例（昭和41年長野県条例第59号）第6条

（昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正）

第2条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年長野県条例第2号）の一部を次のように改める。

第3条中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

コンプライアンス・行政経営課
生活排水課
経営推進課

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第6号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年長野県条例第48号）の一部を次のように改める。

第2条第5項第4号中「報酬の」を「報酬及び給料の」に、「前

号」を「前2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により計算した額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る改正後の条例第2条第6項に規定する年金たる補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた補償（同日以後の期間に係る改正後の条例第2条第6項に規定する年金たる補償を除く。）については、なお従前の例による。

職員課

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第7号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第29条に次の3項を加える。

- 6 法第53条第47項各号に掲げる特定法人である法第23条第1項第3号のイに規定する内国法人は、第1項の規定により、同項の規定による申告書（以下この項及び次項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書に法若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の県民税の申告については、第1項の規定にかかわらず、納税申告書に記載すべきものとされてい

る事項又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項において「添付書類記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法により知事に提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の施行規則第3条の3の3第1項に規定する記録用の媒体を知事に提出する方法により、行うことができる。

7 前項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて知事の承認を受けたときは、知事が指定する期間内に行う同項の申告については、同項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した前項の内国法人が、同条第1項若しくは同法第81条の24の3第1項の承認を受け、又は同法第75条の4第3項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則第3条の3の3第2項に規定する書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、知事に提出した場合における当該税務署長が同法第75条の4第1項の規定により指定する期間（同条第5項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間（同条第2項において準用する同法第75条の4第5項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）内に行う前項の申告についても、同様とする。

8 法第53条第61項の規定による告示があつたときは、前項の規定にかかわらず、総務大臣が同条第60項の規定により指定する期間内に行う第6項の申告については、同項の規定は、適用しない。第38条に次の3項を加える。

4 法第72条の32第2項各号に掲げる特定法人である法第72条の19に規定する内国法人は、第1項の規定により、同項の規定による申告書（以下この項及び次項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書に法若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の事業税の申告については、第1項の規定にかかわらず、納税申告書に記載すべきものとされている事項又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項において「添付書類記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法により知事に提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の施行規則第5条の2に規定する記録用の媒体を知事に提出する方法により、行うことができる。

5 前項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて知事の承認を受けたときは、知事が指定する期間内に行う同項の申告については、同項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した前項の内国法人が、同法第75条の4第1項若しくは第81条の24の3第1項の承認を受け、又は同法第75条の4第3項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則第5条の2の2第1項に規定する書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、知事に提出した場合における当該税務署長が同法第75条の4第1項の規定により指定する期間（同条第5項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間（同条第2項において準用する同法第75条の4第5項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）内に行う前項の申告についても、同様とする。

6 法第72条の32の2第12項の規定による告示があつたときは、前項の規定にかかわらず、総務大臣が同条第11項の規定により指定する期間内に行う第4項の申告については、同項の規定は、適用しない。

第69条の10の2中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第69条の10の2の改正規定は、公布の日から施行する。

（県民税に関する規定の適用）

2 この条例による改正後の長野県県税条例第29条第6項から第8項までの規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する規定の適用）

3 この条例による改正後の長野県県税条例第38条第4項から第6項までの規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

税務課

長野県公文書等の管理に関する条例をここに公布します。

令和2年3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第8号

長野県公文書等の管理に関する条例

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 公文書の管理

第1節 文書の作成（第4条）

第2節 公文書の整理等（第5条－第11条）

第3章 特定歴史公文書の保存、利用等（第12条－第28条）

第4章 長野県公文書審議会（第29条－第31条）

第5章 雜則（第32条－第34条）

第6章 罰則（第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県の諸活動及び歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理及び歴史公文書の適切な保存、利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者をいう。

2 この条例（附則第4項を除く。）において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第20条において同じ。）を含む。同条を除き、以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

（1）公報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

（2）特定歴史公文書

（3）図書館、博物館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じ特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

3 この条例において「歴史公文書」とは、公文書のうち、歴史的に重要な資料として、知事が規則で定める基準に適合するものをいう。

4 この条例において「特定歴史公文書」とは、歴史公文書のうち、第8条第1項又は第5項の規定により知事に移管されたものをいう。

5 この条例において「公文書等」とは、公文書及び特定歴史公文書をいう。

（他の法令等との関係）

第3条 公文書等の管理については、法律若しくはこれに基づく命

令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第2章 公文書の管理

第1節 文書の作成

第4条 実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、公文書の管理に関する定め（以下「公文書管理規程」という。）で定めるところにより、文書を作成しなければならない。

第2節 公文書の整理等

（整理）

第5条 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、公文書管理規程で定めるところにより、当該公文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適當であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適當であるものに限る。）を一の集合物（次項及び第5項において「公文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、公文書管理規程で定めるところにより、当該公文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 実施機関は、第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、公文書管理規程で定めるところにより、延長することができる。

5 実施機関は、公文書ファイル及び単独で管理している公文書（以下「公文書ファイル等」という。）について、その作成又は取得の時に、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下この節において同じ。）が満了したときの措置として、歴史公文書に該当するものにあっては知事への移管の措置を、それ以外のものにあっては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。ただし、これにより難い場合は、その保存期間の満了前のできる限り早い時期に定めるものとする。

（保存）

第6条 実施機関は、公文書ファイル等について、当該公文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該公文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。

（公文書ファイル管理簿）

第7条 実施機関は、公文書ファイル等の管理を適切に行うため、公文書管理規程で定めるところにより、公文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）第7条に規定する非公開情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「公文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、実施機関が公文

書管理規程で定める期間未満の保存期間が設定された公文書ファイル等については、この限りでない。

2 実施機関は、公文書ファイル管理簿について、公文書管理規程で定めるところにより、一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(移管又は廃棄)

第8条 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第5条第5項の規定による定めに基づき、知事に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により、保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に報告しなければならない。

3 知事は、前項の規定による報告があったときは、当該報告に係る公文書ファイル等を廃棄することが適當かどうかについての意見を付して、長野県公文書審議会（第29条第1項の長野県公文書審議会をいう。同項を除き、以下同じ。）の意見を聽かなければならぬ。

4 知事は、第2項の規定による報告に係る公文書ファイル等についての前項の長野県公文書審議会の意見を、当該報告をした実施機関に通知しなければならない。

5 実施機関は、前項の規定による通知の内容が第2項の規定による報告に係る公文書ファイル等を廃棄することが適當でない旨の意見であったときは、当該公文書ファイル等について、知事に移管する場合を除き、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

6 実施機関は、第1項又は前項の規定により知事に移管する公文書ファイル等について、第14条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして知事が利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(電子情報システムの利用)

第9条 実施機関は、公文書の管理を効率的に行うため、原則として電子情報システム（電子計算機を使用して公文書の管理に係る事務処理及び公文書に係る効率的な情報管理を行うための情報システムをいう。）を利用しなければならない。

(管理状況の報告等)

第10条 実施機関は、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理の状況について、知事が規則で定めるところにより、毎年度、知事に報告しなければならない。

2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(公文書管理規程)

第11条 実施機関は、公文書の管理が第4条から前条までの規定により適正に行われることを確保するため、公文書管理規程を制定しなければならない。

2 公文書管理規程には、公文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 作成に関する事項

(2) 整理に関する事項

(3) 保存に関する事項

(4) 公文書ファイル管理簿に関する事項

(5) 移管又は廃棄に関する事項

(6) 管理状況の報告に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理が適正に行われる

ことを確保するために必要な事項

3 実施機関は、公文書管理規程の制定、改正（知事が規則で定める軽易な事項に係る改正を除く。）又は廃止をしようとするときは、あらかじめ、長野県公文書審議会の意見を聴かなければならぬ。

4 実施機関は、公文書管理規程を制定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを改正し、又は廃止したときも、同様とする。

第3章 特定歴史公文書の保存、利用等

(特定歴史公文書の保存等)

第12条 知事は、特定歴史公文書について、第26条第1項の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

2 知事は、特定歴史公文書について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するため必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3 知事は、特定歴史公文書に個人情報（長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第2条第3号に規定する個人情報をいう。以下この項及び第15条において同じ。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書の名称、移管をした実施機関の名称その他の特定歴史公文書の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(利用請求の方法)

第13条 特定歴史公文書の利用の請求をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「利用請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

(1) 利用の請求をしようとするものの氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(2) 利用の請求をしようとする特定歴史公文書の名称（前条第4項の目録に記載されたもの）

(3) その他規則で定める事項

2 知事は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、前項の利用の請求（以下「利用請求」という。）をしたもの（以下「利用請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(利用請求の取扱い)

第14条 知事は、利用請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、利用請求者に対し、当該利用請求に係る特定歴史公文書を利用させなければならない。

(1) 当該特定歴史公文書に次に掲げる情報が記録されている場合
ア 長野県情報公開条例第7条第1号若しくは第3号に掲げる情報又は同条第6号に掲げる情報（同号のア又はオに掲げるおそれがあるものに限る。）

イ 長野県情報公開条例第7条第2号に掲げる情報

ウ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書を移管した実施機関

が認めることにつき相当の理由がある情報

- (2) 当該特定歴史公文書の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくは汚損を生ずるおそれがある場合又は当該特定歴史公文書を保存する知事が当該原本を現に使用している場合
- 2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書が公文書として作成又は取得をされてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書に第8条第6項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参照しなければならない。
- 3 知事は、第1項第1号に掲げる場合であっても、同号のアからウまでに掲げる情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(本人情報の取扱い)

第15条 知事は、前条第1項第1号のイの規定にかかわらず、同イに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書につき同イに掲げる情報（本人に関する個人情報に限る。）が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(利用請求に対する決定等)

第16条 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び利用に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 知事は、前2項の場合において、利用請求に係る特定歴史公文書の全部又は一部を利用させないときは、利用請求者に対し、当該各項の規定による通知に当該決定の理由を併せて通知しなければならない。

(利用決定等の期限)

第17条 前条第1項又は第2項の決定（以下「利用決定等」という。）は、利用請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第13条第2項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 知事は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に利用決定等をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、利用請求があった日から起算して60日を限度として同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長の理由及び延長後の期間を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限の特例)

第18条 利用請求に係る特定歴史公文書が著しく大量であるため、利用請求があった日から起算して60日以内にその全てについて利用決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、知事は、利用請求

に係る特定歴史公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書については相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、知事は、同条第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
(2) 残りの特定歴史公文書について利用決定等をする期限
(第三者等に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条 利用請求に係る特定歴史公文書に県、国、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第2項に規定する独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第33条において同じ。）並びに利用請求者以外のもの（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、知事は、利用決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 知事は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書の利用をさせようとする場合であって、当該情報が長野県情報公開条例第7条第2号のイに掲げる情報又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えないなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 知事は、特定歴史公文書であって第14条第1項第1号のウに該当するものとして第8条第6項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書を移管した実施機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えないなければならない。

4 知事は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、知事は、その決定後直ちに、当該意見書（第23条第1項第2号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

(利用の方法)

第20条 知事が特定歴史公文書を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書を利用させる場合にあっては、当該特定歴史公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

(費用の負担)

第21条 前条の規定により特定歴史公文書の写し等の交付を受けるものは、実費の範囲内において規則で定める費用を負担しなけれ

ばならない。

(審理員の指名に関する規定の適用除外)

第22条 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(長野県公文書審議会への諮問)

第23条 知事は、利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、長野県公文書審議会に諮問をし、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書の全部を利用させることとするとき。ただし、当該特定歴史公文書の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

2 長野県情報公開条例第19条、第20条及び第22条から第27条までの規定は、前項の審査請求について準用する。この場合において、同条例第19条中「前条の規定により諮問をした実施機関（第22条において「諮問実施機関」という。）」とあるのは「知事は、長野県公文書等の管理に関する条例（以下「公文書等管理条例」という。）第23条第1項の規定により諮問をしたとき」と、「諮問をした旨」とあるのは「その旨」と、同条第2号中「公開請求者（公開請求者）」とあるのは「公文書等管理条例第13条第2項に規定する利用請求者（当該利用請求者）」と、同条第3号中「公文書の公開」とあるのは「公文書等管理条例第2条第4項に規定する特定歴史公文書（以下「特定歴史公文書」という。）の利用」と、「反対意見書を提出した第三者」とあるのは「公文書等管理条例第19条第4項に規定する反対意見書を提出した同条第1項に規定する第三者」と、同条例第20条中「第14条第3項」とあるのは「公文書等管理条例第19条第4項」と、同条第1号中「公開決定」とあるのは「公文書等管理条例第16条第1項の決定」と、「第三者」とあるのは「公文書等管理条例第19条第1項に規定する第三者（次号において「第三者」という。）」と、同条第2号中「公開決定等（公開請求）」とあるのは「公文書等管理条例第17条第1項に規定する利用決定等（公文書等管理条例第13条第2項に規定する利用請求）」と、同号並びに同条例第22条第1項及び第3項並びに第24条中「公文書」とあるのは「特定歴史公文書」と、同条例第20条第2号中「公開する」とあるのは「利用させる」と、「公開」とあるのは「を利用すること」と、同条例第22条の見出し中「審査会」とあるのは「長野県公文書審議会」と、同条第1項中「審査会は」とあるのは「公文書等管理条例第29条第1項の長野県公文書審議会（以下「審議会」という。）は」と、同条中「諮問実施機関」とあるのは「知事」と、同条第1項及び第3項中「公開決定等」とあるのは「審査請求」と、同条第1項中「審査会に」とあるのは「審議会に」と、「公開を」とあるのは「利用を」と、同条第2項から第4項まで及び同条例第23条から第27条までの規定中「審査会」とあるのは「審議会」と、同条例第22条第2項中「前項」とあるのは「公文書等管理条例第23条第2項において準用する前項」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「公文書等管理条例第23条第2項において準用する第1項」と、同条例第23条第2項中「前項本文」とあるのは「公文書等管理条例第23条第2項において準用する前項本文」と、同条例第24条中「第22条第1項」とあるのは「公文書等管理条例第23条第2項

において準用する第22条第1項」と、「前条第1項本文」とあるのは「公文書等管理条例第23条第2項において準用する前条第1項本文」と、同条例第25条中「第22条第4項」とあるのは「公文書等管理条例第23条第2項において準用する第22条第4項」と読み替えるものとする。

(利用の促進)

第24条 知事は、特定歴史公文書（第14条の規定により利用ができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(移管元実施機関による利用の特例)

第25条 特定歴史公文書を移管した実施機関が知事に対してその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書について利用請求をした場合には、第14条第1項第1号の規定は、適用しない。

(特定歴史公文書の廃棄)

第26条 知事は、特定歴史公文書として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

2 知事は、前項の規定により特定歴史公文書を廃棄しようとするときは、あらかじめ、長野県公文書審議会の意見を聴かなければならない。

(保存及び利用の状況の公表)

第27条 知事は、特定歴史公文書の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

(規則への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、特定歴史公文書の保存、利用等に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 長野県公文書審議会

(長野県公文書審議会)

第29条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項及びこの条例の規定による規則（第31条の規則を除く。）の制定又は改廃についての調査審議並びに公文書等の管理に関する事項についての建議を行うため、長野県公文書審議会（以下この章において「審議会」という。）を設置する。

2 前項に定めるもののほか、実施機関又は知事は、公文書等の管理に関する事項について、審議会の意見を聞くことができる。

3 審議会は、5人の委員をもって組織する。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(資料の提出等の求め)

第30条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める場合には、実施機関又は知事に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(規則への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

第5章 雜則

(職員の責務及び職員に対する研修等)

第32条 実施機関の職員は、この条例の趣旨に対する理解を深め、県民の立場に立ち、責任を自覚するとともに、誠実に公文書等を

管理するよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修の実施その他の人材育成のために必要な措置を講ずるものとする。

(地方独立行政法人の文書管理)

第33条 地方独立行政法人であって県が設立したものは、その公共性に鑑み、その管理する文書の適正な管理に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(訴訟に関する書類等の取扱い)

第34条 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第3項に規定する訴訟に関する書類（次項において「訴訟書類」という。）については、第2章の規定は、適用しない。

- 2 実施機関は、知事と協議して定めるところにより、訴訟書類のうち歴史資料として重要なもの（次項において「歴史的訴訟書類」という。）を知事に移管することができる。

3 前項の規定により知事に移管された歴史的訴訟書類については、第2条第4項に規定する特定歴史公文書とみなして、第3章の規定を適用する。ただし、前項の協議による定めにおいて第13条第1項の規定による利用を制限することとされた歴史的訴訟書類について利用請求があったときは、知事は、第14条の規定にかかわらず、利用を制限するものとする。

4 刑事訴訟法第53条の2第4項に規定する押収物については、この条例の規定は、適用しない。

第6章 罰則

第35条 第29条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4章及び第6章並びに次項及び附則第7項の規定 令和2年4月1日
 (2) 第2条第1項（公安委員会及び警察本部長に係る部分に限る。）の規定 令和5年4月1日
 (準備行為)

2 知事及び実施機関は、第2条第3項、第10条第1項、第11条第3項、第12条第4項、第13条第1項第3号、第15条、第19条第1項から第3項まで、第20条、第21条及び第28条並びに附則第6項の規則並びに公文書管理規程を制定しようとするときは、この条例の施行の日（公安委員会及び警察本部長にあっては、前項第2号に掲げる規定の施行の日。次項から附則第5項までにおいて「施行日」という。）前においても、長野県公文書審議会の意見を聞くことができる。

(経過措置)

3 この条例の規定は、施行日以後に作成し、又は取得した文書について適用する。

4 施行日において現に実施機関が管理している附則第9項の規定による改正前の長野県情報公開条例第2条第2項に規定する公文書（次項において「施行日前公文書」という。）で、実施機関が自ら定めた基準による保存期間のうち最も長い保存期間が設定されたものについては、この条例及び公文書管理規程に基づく保存期間のうち最も長い保存期間が設定されたものとみなす。

5 この条例の施行の際現に長野県立歴史館において歴史的に重要な資料として保存している文書で知事が別に定めるもの及び施行日前公文書のうち施行日以後に知事に移管されたものは、特定歴史公文書とみなす。

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、知事が規則で定める。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

7 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3中

「 | 個人情報保護審査会の委員 | 」を

「 | 個人情報保護審査会の委員 |
| 公文書審議会の委員 | 」に改める。

(長野県個人情報保護条例の一部改正)

8 長野県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「(公報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの及び図書館、博物館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じ特別の管理がされているものを除く。)」を削り、同号に次のただし書きを加える。

ただし、次に掲げるものを除く。

ア 公報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 長野県公文書等の管理に関する条例（令和2年長野県条例第8号）第2条第4項に規定する特定歴史公文書

ウ 図書館、博物館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じ特別の管理がされているもの（イに掲げるものを除く。）

(長野県情報公開条例の一部改正)

9 長野県情報公開条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「もの」を「もの（前号に掲げるものを除く。）」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 長野県公文書等の管理に関する条例（令和2年長野県条例第8号）第2条第4項に規定する特定歴史公文書
 第29条を次のように改める。

第29条 削除

情報公開・法務課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第9号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の1の3の項中「第8条第3項」を「第8条第2項」に改め、同表の24の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤の」を「覚醒剤の」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に、

「覚せい剤監視員」を「覚醒剤監視員」に改める。

附 則

この条例中、別表の1の3の項の改正規定は公布の日から、同表の24の項の改正規定は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行の日から施行する。

国際課
薬事管理課

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第10号

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年長野県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）」を「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）」に改める。

附則第4項中「5年間」を「10年間」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

こども・家庭課

長野県が設立する地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例をここに公布します。

令和2年3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第11号

長野県が設立する地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第19条の2第4項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事又は会計監査人 2

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

高等教育振興課
健康福祉政策課

長野県看護大学条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第12号

長野県看護大学条例等の一部を改正する条例

（長野県看護大学条例の一部改正）

第1条 長野県看護大学条例（平成6年長野県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「及び」を「、入学料及び」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「知事」を「前項の規定によるほか、知事」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

知事は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項に規定する授業料等減免対象者に対して、授業料及び入学料を減免する。

第9条中「及び」を「、入学料及び」に改める。
(技術専門校条例の一部改正)

第2条 技術専門校条例（昭和39年長野県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「授業料」の次に「、入校料及び寄宿料」を加え、同条中「授業料」を「授業料、入校料又は寄宿料」に、「これ」を「授業料、入校料及び寄宿料」に改める。

第11条の見出し中「授業料等」の次に「及び寄宿料」を加え、同条中「授業料等」の次に「及び寄宿料」を加え、「の全部」を「、入校料及び寄宿料の全部」に改める。

（長野県須坂看護専門学校条例の一部改正）

第3条 長野県須坂看護専門学校条例（昭和39年長野県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「授業料」の次に「及び入学料」を加え、同条中「知事」を「前項の規定によるほか、知事」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

知事は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項に規定する授業料等減免対象者に対して、授業料及び入学料を減免する。

第11条中「の全部」を「及び入学料の全部」に改める。
(長野県公衆衛生専門学校条例の一部改正)

第4条 長野県公衆衛生専門学校条例（昭和40年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「授業料」の次に「及び入学料」を加え、同条中「知事」を「前項の規定によるほか、知事」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

知事は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項に規定する授業料等減免対象者に対して、授業料及び入学料を減免する。

第9条中「の全部」を「及び入学料の全部」に改める。
(長野県農業大学校条例の一部改正)

第5条 長野県農業大学校条例（昭和50年長野県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「授業料」の次に「及び入学料」を加え、同条中「知事」を「前項の規定によるほか、知事」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

知事は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年

法律第8号) 第8条第1項に規定する授業料等減免対象者に対して、授業料及び入学料を減免する。

第9条中「の全部」を「及び入学料の全部」に改める。

(長野県林業大学校条例の一部改正)

第6条 長野県林業大学校条例(昭和53年長野県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「授業料」の次に「及び入学料」を加え、同条中「知事」を「前項の規定によるほか、知事」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

知事は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第8条第1項に規定する授業料等減免対象者に対して、授業料及び入学料を減免する。

第8条中「の全部」を「及び入学料の全部」に改める。

(長野県福祉大学校条例の一部改正)

第7条 長野県福祉大学校条例(平成6年長野県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「及び」を「、入学料及び」に改め、同条中「知事」を「前項の規定によるほか、知事」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

知事は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第8条第1項に規定する授業料等減免対象者に対して、授業料及び入学料を減免する。

第11条中「の全部」を「及び入学料の全部」に改める。

(工科短期大学校条例の一部改正)

第8条 工科短期大学校条例(平成6年長野県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第9条(見出しを含む。)中「授業料」の次に「、入学料」を加える。

第10条中「受講料」を「入学料、受講料」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

医療推進課
地域福祉課
保健・疾病対策課
人材育成課
農業技術課
信州の木活用課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第13号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例(平成12年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項中「

9,700円

」を「

12,500円

」に改め、同表の29の項中「

130,000円

」を「

140,000円

」に改め、

同表の30の項中「毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号。以下この項において「政令」という。)第36条の7第1項第1号の規定による法第4条第1項に規定する」を「法第4条第1項の規定による」に、

(3) 法第4条第2項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る経由	〃	20,700円
(4) 政令第36条の7第1項第1号の規定による法第4条第4項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	〃	10,700円
(5) 法第4条第4項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に係る経由	〃	6,800円

を

(3) 法第4条第3項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	〃	10,700円
---	---	---------

に、

「(6) 法第4条第4項」を「(4) 法第4条第3項」に、「(7)」を「(5)」に、「(8) 政令第36条の7第1項第3号の規定による法第9条第1項に規定する」を「(6) 法第9条第1項の規定による」に、

(9) 法第9条第2項において準用する法第4条第2項の規定による毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に係る経由	〃	3,200円
(10) 政令第35条第1項の規定による登録票の書換え交付	〃	2,400円

を

(7) 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第35条第1項の規定による登録票の書換え交付	〃	2,400円
--	---	--------

に、

「(11) 政令」を「(8) 毒物及び劇物取締法施行令」に改め、同表の31の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に、「覚せい

「覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に、

覚せい剤原料取扱者
覚せい剤原料研究者

を

覚醒剤原料取扱者
覚醒剤原料研究者

に改め、同表の39の項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用

した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に、「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改め、同表の43の項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項」に改め、同表の56の項中

豚コレラ予防注射
豚熱予防注射

豚熱予防注射
豚コレラ予防注射

に改め、同表の74の5の項の備考の2中「以下この項において「共用部分」と

いう」を「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Iの第2の2の2-3の(2)の口に掲げる共同住宅等の共用部分を除く」に改め、同備考の3中「共用部分」を「住宅の共用部分（以下この項において「共用部分」という。）」に改め、同表の74の6の項の備考以外の部分を次のように改める。

74の6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区分		単位	金額
(1) 法第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合	ア 法第30条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合	法第29条第3項に規定する他の建築物の法第11条第1項に規定する非住宅部分の床面積（以下この項において「他の建築物の非住宅部分床面積」という。）の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1 件 27,000円
		他の建築物の非住宅部分床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃 80,000円
		他の建築物の非住宅部分床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃 126,000円
		他の建築物の非住宅部分床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃 158,000円
		他の建築物の非住宅部分床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃 198,000円
		他の建築物の非住宅部分床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃 237,000円
イ ア以外の場合	(7) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項において「省令」という。）第1条第1項第1号の口に掲げる基準への適合を確認する方法（以下この項において「モデル建物法」という。）による場合	法第11条第1項に規定する非住宅部分の床面積（以下この項において「非住宅部分床面積」という。）の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃 144,000円。ただし、工場、倉庫その他これらに類する用途（以下この項において「工場等」という。）の場合にあっては、38,000円とする。
		非住宅部分床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃 233,000円。ただし、工場等の場合にあっては、94,000円とする。
		非住宅部分床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃 303,000円。ただし、工場等の場合にあっては、141,000円とする。
		非住宅部分床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃 365,000円。ただし、工場等の場合にあっては、175,000円とする。
		非住宅部分床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃 428,000円。ただし、工場等の場合にあっては、217,000円と

					とする。
			非住宅部分床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	491,000円。ただし、工場等の場合にあっては、259,000円とする。
	(イ) (7)以外の場合		非住宅部分床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	362,000円。ただし、工場等の場合にあっては、43,000円とする。
			非住宅部分床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	516,000円。ただし、工場等の場合にあっては、101,000円とする。
			非住宅部分床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	636,000円。ただし、工場等の場合にあっては、149,000円とする。
			非住宅部分床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	751,000円。ただし、工場等の場合にあっては、183,000円とする。
			非住宅部分床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	857,000円。ただし、工場等の場合にあっては、227,000円とする。
			非住宅部分床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	963,000円。ただし、工場等の場合にあっては、270,000円とする。
(2) 法第12条第2項又は第13条第3項の規定による変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア 法第30条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合	(7) 他の建築物の非住宅部分床面積の増加する部分の床面積(以下この項において「他の建築物の非住宅部分増加床面積」という。)がない場合	他の建築物の非住宅部分床面積(既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた他の建築物の非住宅部分床面積の変更しない部分の床面積を含む。以下この項において「他の建築物の非住宅部分変更床面積」という。)の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	14,000円
			他の建築物の非住宅部分変更床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	40,000円
			他の建築物の非住宅部分変更床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	63,000円
			他の建築物の非住宅部分変更床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	80,000円
			他の建築物の非住宅部分変更床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	99,000円
			他の建築物の非住宅部分変更床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	119,000円
		(イ) 他の建築物の非住宅部分増加床面積がある場合		〃	(7)に定める区分に応じそれぞれ(7)に定める額に、aからgまでに定める区分に応じそれぞれaからgまでに定める額

					を加えた額 a 他の建築物の非住宅部分増加床面積の合計が300平方メートル未満のもの 10,000円 b 他の建築物の非住宅部分増加床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円 c 他の建築物の非住宅部分増加床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,000円 d 他の建築物の非住宅部分増加床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 126,000円 e 他の建築物の非住宅部分増加床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 158,000円 f 他の建築物の非住宅部分増加床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの 198,000円 g 他の建築物の非住宅部分増加床面積の合計が5万平方メートル以上のもの 237,000円
イ ア以外の場合	(7) モデル建物法による場合	a 非住宅部分床面積の増加する部分の床面積（以下この項において「非住宅部分増加床面積」という。）がない場合	非住宅部分床面積（既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた非住宅部分床面積の変更しない部分の床面積を含む。以下この項において「非住宅部分変更床面積」という。）の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	”	72,000円。ただし、工場等の場合にあっては、19,000円とする。
			非住宅部分変更床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	”	117,000円。ただし、工場等の場合にあっては、47,000円とする。

			非住宅部分変更床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	152,000円。ただし、工場等の場合にあっては、71,000円とする。
			非住宅部分変更床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	183,000円。ただし、工場等の場合にあっては、88,000円とする。
			非住宅部分変更床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	214,000円。ただし、工場等の場合にあっては、109,000円とする。
			非住宅部分変更床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	246,000円。ただし、工場等の場合にあっては、130,000円とする。
		b 非住宅部分増加床面積がある場合		〃	<p>aに定める区分に応じそれぞれaに定める額に、(a)から(g)までに定める区分に応じそれぞれ(a)から(g)までに定める額を加えた額</p> <p>(a) 非住宅部分増加床面積の合計が300平方メートル未満のもの 86,000円。ただし、工場等の場合にあっては、19,000円とする。</p> <p>(b) 非住宅部分増加床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 144,000円。ただし、工場等の場合にあっては、38,000円とする。</p> <p>(c) 非住宅部分増加床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 233,000円。ただし、工場等の場合にあっては、94,000円とする。</p> <p>(d) 非住宅部分増加床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 303,000円。ただし、工場等の場合にあっては、141,000円とする。</p> <p>(e) 非住宅部分増加</p>

					床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 365,000円。ただし、工場等の場合にあっては、175,000円とする。 (f) 非住宅部分増加床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの 428,000円。ただし、工場等の場合にあっては、217,000円とする。 (g) 非住宅部分増加床面積の合計が5万平方メートル以上のもの 491,000円。ただし、工場等の場合にあっては、259,000円とする。
(イ) (7)以外の場合	a 非住宅部分増加床面積がない場合	非住宅部分変更床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	181,000円。ただし、工場等の場合にあっては、22,000円とする。	
		非住宅部分変更床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	258,000円。ただし、工場等の場合にあっては、51,000円とする。	
		非住宅部分変更床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	318,000円。ただし、工場等の場合にあっては、75,000円とする。	
		非住宅部分変更床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	376,000円。ただし、工場等の場合にあっては、92,000円とする。	
		非住宅部分変更床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	429,000円。ただし、工場等の場合にあっては、114,000円とする。	
		非住宅部分変更床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	482,000円。ただし、工場等の場合にあっては、135,000円とする。	
	b 非住宅部分増加床面積がある場合		〃	aに定める区分に応じそれぞれaに定める額に、(a)から(g)までに定める区分に応じそれぞれ(a)から(g)までに定める額を加えた額 (a) 非住宅部分増加	

					<p>床面積の合計が300平方メートル未満のもの 224,000円。ただし、工場等の場合にあっては、23,000円とする。</p> <p>(b) 非住宅部分増加 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 362,000円。ただし、工場等の場合にあっては、43,000円とする。</p> <p>(c) 非住宅部分増加 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 516,000円。ただし、工場等の場合にあっては、101,000円とする。</p> <p>(d) 非住宅部分増加 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 636,000円。ただし、工場等の場合にあっては、149,000円とする。</p> <p>(e) 非住宅部分増加 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 751,000円。ただし、工場等の場合にあっては、183,000円とする。</p> <p>(f) 非住宅部分増加 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの 857,000円。ただし、工場等の場合にあっては、227,000円とする。</p> <p>(g) 非住宅部分増加 床面積の合計が5万平方メートル以上のもの 963,000円。ただし、工場等の場合</p>
--	--	--	--	--	---

					にあっては、270,000円とする。	
(3) 法第12条第2項又は第13条第3項の規定による軽微な変更に関する証明書の交付			"	(2)に定める区分に応じ、それぞれ(2)に定める額		
(4) 法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	ア 当該計画が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合すると知事が認めた場合	(7) 1戸建ての住宅	"	5,000円		
(イ) ア以外の場合	(イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	"	10,000円		
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	"	21,000円		
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	"	45,000円		
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	"	80,000円		
	(ウ) (7)及び(イ)以外の建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	"	10,000円		
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	"	27,000円		
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	"	80,000円		
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	"	126,000円		
		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	"	158,000円		
		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	"	198,000円		
		床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	"	237,000円		
(ア) モデル建物法による場合	(7) 1戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	"	34,000円		
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	"	38,000円		
	(イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	"	68,000円		
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	"	114,000円		
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	"	193,000円		
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	"	277,000円		
	(ウ) (7)及び(イ)以外の建築物	a モデル建物法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	"	86,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	"	144,000円	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	"	233,000円	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	"	303,000円	
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	"	365,000円	
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	"	428,000円	
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	"	491,000円	

		b a以外の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	224,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	362,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	516,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	636,000円
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	751,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	857,000円
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	963,000円
(5) 法第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	(ア) 当該計画が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合すると知事が認めた場合	(7) 1戸建ての住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	3,000円
		(イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	5,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	11,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	〃	23,000円
		(ウ) (7)及び(イ)以外の建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	5,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	14,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	40,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	63,000円
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	80,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	99,000円
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	119,000円
イ ア以外の場合	(7) 1戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	〃	18,000円	
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	〃	20,000円	
		(イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	35,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	57,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	97,000円
		(ウ) (7)及び(イ)以外の建築物	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	〃	139,000円
	a モデル建物法による場合	a モデル建物法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	43,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	72,000円

				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	117,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	152,000円
				床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	183,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	214,000円
				床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	246,000円
		b a以外の場合		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	112,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	181,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	258,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	318,000円
				床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	376,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	429,000円
				床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	482,000円
(6) 法第36条第1項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	ア 当該計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合すると知事が認めた場合	(7) 1戸建ての住宅		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	5,000円
		(イ) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	10,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	21,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	〃	45,000円
		(ウ) (7)及び(イ)以外の建築物		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	80,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	10,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	27,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	79,000円
				床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	125,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	158,000円
				床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	198,000円
				床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	237,000円

イ ア以外の場合	(7) 1戸建ての住宅	省令第1条第1項第2号のイの(1)及びロの(1)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	〃	34,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	〃	38,000円
		省令第1条第1項第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	〃	18,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	〃	19,000円
		(4) 一の共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	〃	18,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	〃	19,000円
		a 省令第1条第1項第2号のイの(1)及びロの(1)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	68,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	114,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	193,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	〃	277,000円
		b 省令第1条第1項第2号のイの(2)及びロの(2)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	33,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	57,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	102,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	〃	154,000円
		c 省令第1条第1項第2号のイの(3)及びロの(3)に掲げる基準への適合を確認する方法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	33,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	57,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	102,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	〃	154,000円
	(ウ) (7)及び(4)以外の建築物	a モデル建物法による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	86,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	144,000円

			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	233,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	303,000円
			床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	365,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	428,000円
			床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	491,000円
	b a以外の場合		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	〃	224,000円
	b a以外の場合		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	362,000円
	b a以外の場合		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	516,000円
	b a以外の場合		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	636,000円
	b a以外の場合		床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	751,000円
	b a以外の場合		床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	857,000円
	b a以外の場合		床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	963,000円

別表第1の74の6の項の備考の4を同備考の6とし、同備考の3を同備考の5とし、同備考の2の次に次のように加える。

3 次の(1)から(3)までに掲げる規定の場合において、一の申請に係る計画に含まれる住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号に掲げる数値とするときは、当該住宅部分の共用部分の床面積は、この項の(4)から(6)までに掲げる床面積には算入しないものとする。

- (1) この項の(4)のアの(イ)及びイの(イ)
- (2) この項の(5)のアの(イ)及びイの(イ)
- (3) この項の(6)のアの(イ)並びにイの(イ)のa及びb

4 この項の(6)のアの(イ)（省令第1条第1項第2号のイの(3)及びロの(3)に掲げる基準への適合を確認した方法による申請に限る。）及びイの(イ)のcの場合においては、一の申請に係る計画に含まれる住宅部分の共用部分の床面積は、この項の(6)に掲げる床面積には算入しないものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1の39の項の改正規定（「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める部分を除く。）並びに同表の43の項、56の項、74の5の項及び74の6の項の改正規定は公布の日から、同表の31の項の改正規定は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行の日から施行する。

興行場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第14号

興行場法施行条例の一部を改正する条例

興行場法施行条例(昭和59年長野県条例第23号)の一部を次のよ

うに改正する。

第2条第1項第5号を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

食品・生活衛生課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第15号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表の13の項中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に、「(19)及び(20)」を「及び(19)から(21)まで」に、

「(14) 法第22条第3項の規定による動物取扱責任者研修の開催
(15) 法第22条の6第2項の規定による犬猫等の個体に関する届出の受理」を

「(14) 法第21条の5第2項の規定による動物の個体等に関する届出の受理
(15) 法第22条第3項の規定による動物取扱責任者研修の開催」に、

「第22条の6第3項」を「第22条の6」に、

「(19) 法第23条第3項の規定による必要な措置の命令」を

「(19) 法第23条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表
(20) 法第23条第4項の規定による必要な措置の命令」に、

「(20) 法」を「(21) 法」に、

「(21) 法第24条の2の規定による第2種動物取扱業の届出の受理」を

「(22) 法第24条の2第1項の規定による勧告
(23) 法第24条の2第2項の規定による命令
(24) 法第24条の2第3項の規定による報告の徴収又は立入検査
(25) 法第24条の2の2の規定による第2種動物取扱業の届出の受理」に、

「(22)」を「(26)」に、「(23)」を「(27)」に、

「(24) 法第25条第1項の規定による必要な措置の勧告」を

「(28) 法第25条第1項の規定による指導又は助言
(29) 法第25条第2項の規定による必要な措置の勧告」に、

「(25) 法第25条第2項」を「(30) 法第25条第3項」に、

「(26) 法第25条第3項の規定による必要な措置の命令又は勧告」を

「(31) 法第25条第4項の規定による必要な措置の命令又は勧告
(32) 法第25条第5項の規定による報告の徴収又は立入検査」に、

「(27)」を「(33)」に、「(28)」を「(34)」に、「(29)」を「(35)」に、「(30)」を「(36)」に、「(31)」を「(37)」に、「(32)」を「(38)」に、「(33)」を「(39)」に、「(34)」を「(40)」に、「(35)」を「(41)」に、「(36)」を「(42)」に、「(37)」を「(43)」に、「(38)」を「(44)」に、「(39)」を「(45)」に、「(40)」を「(46)」に、「(41)」を「(47)」に、「(42)」を「(48)」に、「(43)」を「(49)」に、「(44)」を「(50)」に、「(45)」を「(51)」に、「(46)」を「(52)」に、「(47)」を「(53)」に

に、「(48)」を「(54)」に、「(49)」を「(55)」に、「(50)」を「(56)」に、「(51)」を「(57)」に、「(54)」を「(60)」に、「(52)」を「(58)」に、「(53)」を「(59)」に、「(55)」を「(61)」に、「(56)」を「(62)」に、「(57)」を「(63)」に改める。

(動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第26条第1項」を「第25条の2」に改める。

第22条第1項中「第34条第1項」を「第37条の3第1項」に改め、「第24条第1項」の次に「(法第24条の4第1項において準用する場合を含む。)、第24条の2第3項、第25条第5項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(令和2年6月1日前に市町村が処理する事務の範囲等)

2 令和2年6月1日前における動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第152号）第3条第2項の規定によりその例によることとされる動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条第1項の規定による改正法第1条の規定による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項に規定する特定動物が交雑したことにより生じた動物の飼養又は保管の許可は、長野市が処理することとする。

食品・生活衛生課

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第16号

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部改正)

第1条 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和60年長野県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第20条」を「第21条」に改め、同条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 前条第1項の規定により登録を受けようとする者にあっては、営業所に所属する全ての浄化槽管理士が当該登録の有効期間内に第12条に規定する研修（次号において「管理士研修」という。）を受講する計画を記載した書類

(4) 前条第3項の規定により登録を受けようとする者にあっては、営業所に所属する全ての浄化槽管理士が現に受けている登録の有効期間内に管理士研修を受講したことを証する書類（当該有効期間内に新たに置いた浄化槽管理士に係るものと除く。）及び同項の規定により受けようとする登録の有効期間内に管理士研修を受講する計画を記載した書類

第6条第1項第2号から第4号までの規定中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第20条を第21条とする。

第19条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「第13条」を「第14条」に改め、同条第3号中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条第4号中「第15条第2項」を「第16条

第2項」に改め、同条を第20条とする。

第18条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「第14条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条を第19条とし、第15条から第17条までを1条ずつ繰り下げる。

第14条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(管理士研修の受講)

第12条 浄化槽保守点検業者は、営業所に所属する全ての浄化槽管理士に、登録の有効期間ごとに、知事が指定する研修を受講させなければならない。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の27の項中

「 (7) 第11条の2の規定による廃止の届出の受理」を

「 (7) 第11条の2第1項の規定による使用の休止の届出の受理

(8) 第11条の2第2項の規定による使用の再開の届出の受理

(9) 第11条の3の規定による廃止の届出の受理

(10) 第12条の5第4項の規定による設置計画の作成の協議及び同意」

に、「(8)」を

「(11)」に、「(3)まで」を「(3)まで、(7)及び(8)」に、「(9)」を「(12)」に、「(10)」を「(13)」に、「(7)まで」を「(10)まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例第3条第1項又は第3項の登録を受けている者（以下「既登録者」という。）の当該登録に係るこの条例の施行の日後の最初の更新の登録（次項において「最初の更新登録」という。）を受けようとするときは、第1条の規定による改正後の浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第2項第4号の規定にかかわらず、営業所に所属する全ての浄化槽管理士が現に受けている登録の有効期間内に新条例第12条に規定する研修を受講したことを証する

書類を添付することを要しない。

- 3 既登録者については、最初の更新登録を受けるまでの間は、新条例第12条の規定は、適用しない。
- 4 既登録者は、営業所に所属する全ての浄化槽管理士（この条例の施行の日以後に新たに置いた浄化槽管理士を除く。）に、同日から起算して5年を経過する日までに、知事が指定する研修を受講させなければならない。

生活排水課

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第17号

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例（昭和58年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表の繊維の項中「700円以上7,800円」を「1,900円以上2,300円」に、

染色試験	〃	1,400円以上3,300円以下
繊維鑑別混用率試験	1件1成分	2,800円以下

を

染色試験	〃	1,600円以上3,400円以下
------	---	------------------

に改め、同表の木工の項中「7,300円」を「7,400円」に

改め、同表の機械金属の項中「1,100円以上26,000円」を「1,700円以上26,000円」に、「124,000円」を「127,000円」に、「8,400円」を「8,500円」に、「1,100円以上9,800円」を「1,200円以上10,000円」に、

工作機械精度測定試験	1測定項目	1,200円以下
試験機・計測器精度測定試験	1件	1,400円以上10,000円以下

を

試験機・計測器精度測定試験	〃	1,400円以上10,000円以下
---------------	---	-------------------

に、「7,600円」を「7,700円」に改め、同表の食品の項

中「11,000円」を「16,000円」に、「40,000円」を「41,000円」に、「32,000円」を「33,000円」に改め、同表の化学等の項中「2,500円以上76,000円」を「2,600円以上77,000円」に、「1,400円以上36,000円」を「1,700円以上36,000円」に、「20,000円」を「29,000円」に改め、同表の試料前処理の項中「3,700円」を「3,800円」に改め、同表の成績表作成の項中「1,800円」を「1,900円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

ものづくり振興課

長野県山岳総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第18号

長野県山岳総合センター条例の一部を改正する条例

長野県山岳総合センター条例（昭和44年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表の1中	1人1泊について 900円
	1人1泊について 450円

1人1泊について 1,050円
1人1泊について 520円

に改め、同表の2中

「

1人について 100円

」を「

1人について 150円

」に改め、同2の次に

次のように加える。

3 人工岩場

1人1日について 100円

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

山岳高原観光課

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第19号

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例（昭和27年長野県条例第97号）の一部を次のように改正する。

別表の3「注射の項中「豚コレラ予防注射」を「豚熱予防注射」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

園芸畜産課家畜防疫対策室

長野県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第20号

長野県建築基準条例の一部を改正する条例

長野県建築基準条例（昭和46年長野県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第25条第1号中「第112条第17項」を「第112条第18項」に改める。

第40条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

政令第128条の6第2項に規定する区画避難安全性能を有する建築物の区画部分については、第19条第2項、第20条第2項及び第21条の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

建築住宅課

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第21号

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務

等の特例に関する条例の一部を改正する条例

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例（昭和41年長野県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

奥裾花第2発電所	長野市	999
----------	-----	-----

を

奥裾花第2発電所	長野市	999
横川蛇石発電所	上伊那郡辰野町	199

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

経営推進課

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年3月19日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第22号

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正す

る条例

長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第7条第4項」を「第7条第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

生活安全企画課